

令和5年3月14日

おいらせ町農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針

おいらせ町農業委員会 会長 松林 勝智

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条の規定に基づき定めた「おいらせ町農業委員会にかかる標記指針」を下記のとおり変更する。

記

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置づけられた。

当町は平地に恵まれた農村環境にあり、夏季冷涼な気候を生かした野菜の作付け拡大及び収益性向上を目指す等、特性を生かした農業振興に取り組んでいる。しかしながら、担い手不足の進行は顕著であり、就農人口の高齢化に伴って、後継者に継承されない又は認定農業者に集積されない農地の荒廃が増加している。遊休農地の増加は農業の生産性確保にとって最たる阻害要因であり、その解消及び新規発生防止への取り組みを強化するとともに、農地中間管理事業を最大限活用する等、担い手への農地利用の集積・集約の加速を図ることが必要である。

以上から、地域の強みを失うことなく活力ある農業、農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、おいらせ町農業委員会の指針として具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

（この指針は、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証及び見直しを行うほか、地域計画の策定及び実現に向けた事務事業を進める過程の中で必要に応じて適宜見直しを図るものとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の解消について

（1）遊休農地（緑区分）の解消目標 6.7ha

（2）遊休農地の解消の具体的な取り組み方法

- ① 農地の利用状況調査を実施し、遊休農地の状況を把握する。
- ② 利用意向調査の対象農地に利用意向調査を実施する。
- ③ 利用意向調査の結果を踏まえ、事務局、農業委員及び最適化推進委員が農地利用調整を行

う。(年齢等の理由で耕作ができなくなった等の相談が増えてきていることから、こうした地区ごとの情報を委員と共有することで、農業委員から個々の農家へのアプローチ(農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続き、権利移動等の集積促進等につなげる働きかけ)の機会を増やす。)

- ④ 違反転用の発生防止、早期発見等農地の適正利用に係る現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。
- ⑤ 現在黄色区分で判定されている遊休農地の中に、B分類相当農地が含まれているので再調査する。結果B分類(再生利用困難)とした農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の解消の評価方法

令和6年度迄の3ヵ年度において、遊休農地解消の進捗状況は、解消面積により評価する。ただし、その間に現存遊休農地の判定の見直し及び非農地判定の実施を図った上で、地域計画が実行移される令和7年度に合わせ、面積割合をもって中期的な目標数値を設定する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする(以下2及び3についても同じ)。

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標 240. ha (単年度集積率 2.5%×3ヵ年)

※ 農地集積率は目標年度を令和12年度とし、90%達成を掲げている。3年度 66.5%から目標年度迄の期間を勘案し、各年 2.5%以上を目標として取り組む。

	管内農地面積 ※	集積面積	集積率
現状(令和3年度)	3,230 ha	2,149 ha	66.5 %
目標(令和6年度)	〃	2,390 ha	74 %

※令和12年度の最終目標値は90%(集積面積 2,910ha)としている。

※直近の耕地及び作付面積統計による耕地面積

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

- ① 町農林水産課と連携し、農地中間管理事業の周知を図る。
- ② 農業経営基盤強化促進法による利用権設定の周知を図る。
- ③ 農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、農地中間管理事業の活用を積極的に検討する等、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。
- ④ 1(2)③の取り組み(農業委員、最適化推進委員による地域の農業者への働きかけの強化)により、中間管理事業及び基盤強化促進法の活用につなげるとともに、実情に応じてその他の手段によるマッチングも積極的に行う。
- ⑤ 地域計画(目標地図)策定に向けた事務事業の過程において、出し手の意向と担い手の

ニーズを的確に把握した上で集積につなげるよう関係機関との連携強化に努めるとともに、地域の農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある計画作成に主体的に取り組む。

(3) 担い手への農地利用集積の評価方法

担い手への農地利用集積の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 9 経営体

※ 年度当たり3経営体の新規参入（就農）を目指す。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

新規参入に関する窓口として、農林水産課と連携し各種補助制度や融資制度に関する情報の他、主に農地に関する情報を提供する役割を担うとともに、青年や女性の新規就農者、企業参入者の掘り起こしを行うため、農地所有者との架け橋になり就農候補地をマッチングする等の支援活動を行い、新規参入の促進を図る。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人又は法人）の数により評価する。